平成２８年（フ）第９７３号
大阪府大阪狭山市東池尻３丁目982番地の１
債務者　東野　孝幸
１　決定年月日時　平成28年12月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９８８号
大阪府富田林市寺池台３丁目４番３号
債務者　赤穂　美栄（旧姓浅野）
１　決定年月日時　平成28年12月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９９８号
大阪府羽曳野市高鷲６丁目３番13号
債務者　貞　　義弘
１　決定年月日時　平成28年12月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６４１号
兵庫県尼崎市塚口町６丁目14番地の33　カーサドルチェ108号、前住所神戸市灘区青谷町２丁目５番２号　セフィーラ青谷106号
債務者　竹井　奈美
１　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第８２号
北海道北見市田端町123番地14　コーポイースト２－Ｅ号、前住所北海道北見市美芳町４丁目５番18号　夕陽ケ丘ハイツ２　205号
債務者　八重樫直樹
１　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第１３４号
青森県八戸市諏訪１丁目10番13号　第三あすなろ荘２号
債務者　奥寺由加利
１　決定年月日時　平成28年12月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第７６０号
仙台市宮城野区小鶴３丁目１番５－106号
債務者　窪田　利則
１　決定年月日時　平成28年12月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７６１号
仙台市宮城野区小鶴３丁目１番５－106号
債務者　窪田あや子
１　決定年月日時　平成28年12月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１４１０号
埼玉県和光市下新倉１丁目１番11号　フォーラム２－101、旧住所埼玉県和光市新倉２丁目26番12号　ルネサンス202
債務者　西川　順子
１　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４２７号
埼玉県新座市石神１丁目４番14号
債務者　瀬良垣哲太
１　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６６号
三重県桑名市新西方４丁目18番地
債務者　小椋　康平
１　決定年月日時　平成28年12月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第２０２号
三重県四日市市久保田１丁目４番40号　第２杉善ビル404
債務者　藤井　　敬（旧姓杉野）
１　決定年月日時　平成28年12月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第２０４号
三重県三重郡菰野町大字杉谷2589番地１　サン・ホーム誠和Ｖ203
債務者　伊藤　幸恵
１　決定年月日時　平成28年12月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第２０５号
三重県四日市市諏訪町５－９　メゾントレンディー601号、住民票上の住所三重県鈴鹿市十宮４丁目17番３号
債務者　松田　功幸
１　決定年月日時　平成28年12月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第２０９号
三重県四日市市安島２丁目11番12号　寿マンション204号
債務者　大塚依予子
１　決定年月日時　平成28年12月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第２２２号
三重県桑名市京橋30番地　桑名病院、住民票上の住所三重県四日市市羽津中１丁目７番22号　ドミールＫＥＩ・１Ａ号
債務者　荒木健二こと　朴　　權洙
１　決定年月日時　平成28年12月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第７８１号
神戸市長田区御船通４丁目８番地の１　ルネタウン御船402号
債務者　谷本裕美子
１　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部